

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第4号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(委任事項等)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地教行法第29条の規定に基づく意見の申出に関する事 と。</p> <p>(7)～(24) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p><u>(1) 教育委員会規則の改廃のうち軽易なもの及び教育委員会訓令の制定又は改廃（事務の決裁について必要な事項を定める教育委員会訓令の制定又は改廃（軽易な改廃を除く。）を除く。）並びに教育委員会告示に関する事 と。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 職員及び学校職員の分限処分（第2号に掲げる事項を除く。）及び懲戒処分（前号に掲げる事項を除く。）並びに教育次長、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長（これらの職に相当する職を含む。）を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関する事 と。</p> <p>(5) 地教行法第29条の規定に基づく意見の申出に関する事 と。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> | <p>(委任事項等)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地教行法<u>第27条及び</u>第29条の規定に基づく意見の申出に関する事 と。</p> <p>(7)～(24) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 職員及び学校職員の分限処分（<u>第1号</u>に掲げる事項を除く。）及び懲戒処分（前号に掲げる事項を除く。）並びに<u>教育局長、</u>教育次長、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長（これらの職に相当する職を含む。）を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関する事 と。</p> <p>(4) 地教行法<u>第27条及び</u>第29条の規定に基づく意見の申出に関する事 と。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。